

令和7年第1回江差町議会定例会資料

資料1：緑丘町有地法面土留対策工事の概要【議案第7号関係】	… P 1
資料2：農業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	… P 2
資料3：経営発展支援事業の概要【議案第7号関係】	… P 3
資料4：江差町産業担い手育成支援事業の概要【議案第7号関係】	… P 4
資料5：地域おこし協力隊配置【議案第7号関係】	… P 5
資料6：森林整備・木育推進・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧 【議案第7号関係】	… P 6
資料7：前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	… P 7
資料8：労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	… P 8
資料9：日本遺産地域活性化推進事業【議案第7号関係】	… P 9
資料10：江差町観光情報ポータルサイト再構築事業【議案第7号関係】	… P 10
資料11：かもめ島海水浴場シャワー室給湯設備改修工事の概要【議案第7号関係】	… P 11
資料12：災害備蓄品整備事業【議案第7号関係】	… P 12
資料13：空家等実態調査及び住宅地区LGWAN整備【議案第7号関係】	… P 13
資料14：江差町防災情報システム整備業務事業【議案第7号関係】	… P 14
資料15：江差町犯罪被害者等支援条例（案）の概要【議案第17号関係】	… P 16
資料16：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 （案）の概要【議案第18号関係】	… P 18
資料17：江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例新旧対照表【議案第19号関係】	… P 19
資料18：人事院勧告に基づく給与改定等の概要【議案第20号関係】	… P 21
資料19：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第20号関係】	… P 22
資料20：江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表 【議案第21号関係】	… P 42
資料21：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第22号関係】	… P 45
資料22：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表【議案第23号関係】	… P 46
資料23：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第24号関係】	… P 51
資料24：江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表 【議案第25号関係】	… P 56

資料25：江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	
【議案第26号関係】	…P59
資料26：江差町漁業近代化資金利子補給条例新旧対照表【議案第27号関係】	…P60
資料27：町道路線の廃止・認定【議案第28号・29号関係】	…P63
資料28：陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事入札状況調書【議案第30号関係】	…P64
資料29：人権擁護委員候補者【諮問第1号関係】	…P65
資料30：人権擁護委員候補者【諮問第2号関係】	…P66

別冊：

- ・令和7年度 江差町各会計予算資料

◎緑丘町有地法面土留対策工事概要調書



農業振興に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
農業経営支援策		
農業経営基盤安定対策	1,600	町内に住所を有する者に対し、農業共済・収入保険(積立分を除く)掛金の一部を助成(助成率1/5)
豊かな産地づくり総合支援事業	8,000	町内に住所を有する者に対し、ハウス新設・修繕、たい肥・培土・土壌改良剤購入費用、アスパラ等高収益作物の種苗購入費用、施設園芸の灌水費用、明暗渠の整備費用、土壌分析費用、生分解性マルチの購入費用の一部を助成(助成率:地域振興作物2/3以内、その他1/2以内)
経営所得安定対策	366	経営所得安定対策用務で使用する公用車のリース料 (令和6年度水田活用の直接支払交付金:145,602千円を生産者へ交付 ※国枠75,054千円、道枠9,591千円、地域枠60,957千円)
農業振興事務	879	農業振興に係る会議に要する旅費、公用車需用費、負担金
農業次世代人材投資事業	3,450	新規就農者に対し、経営開始後3年間1,500千円/年(R3以前の就農者は1~3年目1,500千円/年、4~5年目1,200千円/年)を交付(全額道費)
経営発展支援事業(新規事業)	3,750	新規就農者が機械等を購入するための補助(全額道費)
江差町産業担い手育成奨励金(新規事業)	1,000	経営開始時の早期の経営確立を推進(就農時1,000千円/人)
生産基盤の整備		
農業競争力強化農地整備事業(水堀地区)	65,625	江差北部地域農業生産基盤整備の水堀地区(第1地区)用排水整備に係る令和7年度事業費に対する地元負担金(事業費の12.5%) ※面整備に係る地元負担は農業者負担 面整備:A=19.5ha、用排水路:L=2,294bm、揚水機場建設
生産基盤の維持管理		
多面的機能支払交付金事業	30,002	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
水利施設管理強化事業	12,860	頭首工や幹線用排水路等の国営造成施設の多面的機能の発揮に対応した維持管理に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
鶉ダム管理運営	5,092	厚沢部町と協定を締結している鶉ダムの維持管理に係る負担金(負担割合:江差町32%、厚沢部町68%)
水堀排水機場維持管理	3,085	大雨時の水堀地区湛水防除のための排水機場に係る維持管理
農業水路等長寿命化防災減災事業	6,000	水堀排水機場の緊急通報装置等更新
畜産振興	125	元山牧野の維持管理、負担金
農道農地維持管理	1,065	農道維持補修に係る経費、大雨時の湛水排除に係る経費、水土里情報システムに係る経費
スマート農業推進事業	2,000	農業用ドローン本体や自動操舵システムの購入費を助成(助成率1/2)
地域おこし協力隊配置(新規事業)	5,200	地域農業の担い手となる人材の確保

○農業競争力強化農地整備事業



基盤整備のイメージ

○多面的機能支払交付金事業



土砂上げ

○豊かな産地づくり総合支援事業



立茎アスパラガス

経営発展支援事業の概要【再掲】

【事業費】 3,750千円（全額道補助）

＜所管課：産業振興課＞

1 事業の目的

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

このため、経営発展のための機械・施設用の導入を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。

（国の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業）

2 交付対象

＜対象者＞

・令和7年度に新規就農し、独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者。

・次世代を担う農業者となることについての強い意志を有している者。

＜助成対象＞

・機械・施設等の取得、改良又はリース

・家畜の導入

・果樹・茶の新植・改植

・農地等の造成、改良又は復旧

3 交付額等

対象経費の3／4以内

（対象経費の上限1,000万円。ただし農業次世代人材投資事業経営開始資金の交付対象者は500万円）

＜事業計画＞

対象人数	用途	対象経費 (上限)	対象経費の内訳
1名 (令和7年新規就農者、農業次世代人材投資事業経営開始資金交付対象者)	機械・施設導入	500万円	国 1/2 (250万円) 道 1/4 (125万円) 本人1/4 (125万円)

江差町産業担い手育成支援事業の概要【再掲】

【事業費】 1,000千円(その他特定財源)

＜所管課：産業振興課＞

1 事業の目的

農業・漁業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い産業を実現するためには、次代を担う人材の確保に向けた取組を講じていく必要がある。このため、新たに農業者・漁業者となることを志向する者に対し奨励金を交付し、就業準備や経営開始時の財政支援を行うとともに、関係機関連携のもとにサポート体制を構築し、早期の経営基盤の確立を図ることを目的とする。

2 交付対象

＜共通事項＞

- ・本町に住所を有する49歳以下の者で、次世代を担う農・漁業者となることに強い意欲を有していること。
- ・年間の従事日数が概ね200日以上あり専業であることが見込まれること。
- ・経営開始5年目までに生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること。

＜農業＞

- ・農地の所有権、又は利用権を有していること。
- ・江差町人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること。
- ・その他、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象者であること。

＜漁業＞

- ・JFひやま漁業協同組合が推薦する者。

3 交付額等

100万円(経営開始年度の1年間とする。)

4 奨励金の返還

- ・適切な経営を行っていない場合
- ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)交付金の返還を求められたとき。

5 サポート体制の構築

- ・江差町指導農業士及び農業士による指導助言。
- ・北海道指導漁業士及び青年漁業士による指導助言。
- ・檜山農業改良普及センターやJA新はこだて農業協同組合による営農指導。
- ・檜山振興局やJFひやま漁業協同組合と連携した相談体制の構築等。

【第6次江差町総合計画関係部分抜粋】

＜重点施策＞

施策名	主な事業
担い手の育成・確保	■新規就農者対策、法人参入の支援
担い手の育成	■若手漁業者のための研修の取組推進



＜成果指標＞

指標名	現状値 (令和5年度)	後期基本計画の 目標値(令和11年度)
新規就農者・法人数	累計2人(又は法人)	累計4人(又は法人)
新規漁業就業者	0人	1人



地域おこし協力隊配置 【追分観光課・産業振興課】

1. 概要

地域振興活動を行う地域おこし協力隊を、観光部門で2名、農業部門で1名を募集して配置する。

観光部門では観光まちづくりの中核に位置付けている「日本遺産」の推進担当員及び町のシンボルであるかもめ島で展開している「マリンピング」推進担当員を、観光地域づくりの司令塔である「北海道江差観光みらい機構」に配置する。

また、農業部門では、将来の地域農業を支える人材の確保のため、既存農家・農業法人での農作業の研修を行うほか、住民の生活支援に関する活動、地域おこしの支援に関する活動、その他地域振興に関する活動を行う地域おこし協力隊を配置。

2. 総事業費

商 工 費：10,400 千円

農林水産費：5,200 千円

合 計：15,600 千円

※1名あたり 5,200 千円

3. 財源

特別交付税措置（1名あたり上限 5,200 千円）

4. 主な業務

【日本遺産推進担当員】1名

民間事業者と連携し、日本遺産事業を通じた観光誘客、来訪者の満足度向上、リピーターや新たな来訪者の獲得による地域活性化に向けた活動。

【マリンピング推進担当員】1名

マリンピング事業（キャンプや海洋体験）を通じた観光誘客、来訪者の満足度向上、リピーターや新たな来訪者の獲得による地域活性化に向けた活動。

【農業推進担当員】1名

既存農家・農業法人での農作業を通じた農業研修をメインに自治会活動を含む住民の生活支援、地域のイベント等に参加する地域おこし活動。



かもめ島マリンピング事業



日本遺産 PR 活動



アスパラガスの収穫

森林整備・木育推進・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧

< 産業振興課 >

(単位: 千円)

事業名	予算額	内容等
有害鳥獣対策		
有害鳥獣対策	4,210	・実施隊員への報酬 820千円、捕獲に対する報奨金 400千円 (ヒグマ1頭 40,000円、エゾシカ1頭 10,000円) ・くくりわなの購入 20基 ・実施隊員確保対策(狩猟免許取得・更新費用、猟銃所持許可取得・更新費用の補助、猟銃等購入費の補助等) 1,205千円 ・電気柵購入費補助金 300千円 ・ヒグマ個体識別センサーカメラ 482千円 ・草刈りによる緩衝地帯の設置、誘因果樹の伐採 他
町有林管理		
町有林保育事業	11,813	森林組合への委託事業 ・保育間伐 15.00ha (田沢地区、泊地区、楢川地区) ・間伐 5.00ha (桧岱地区) ・町有林附帯施設整備 (町民の森植樹箇所等 9.75ha)
分収林造林事業	453	・五厘沢地区における、森林整備センター(旧:森林開発公社)との分収契約により平成3～7年度に植栽されたスギ・トドマツの造林地 24.69haの森林整備受託事業。そのうち令和7年度は 2.33haのトドマツ林分の除伐を実施。
森林環境譲与税関連事業		
地域林政アドバイザー業務・路網環境整備	2,756	森林組合への委託事業 ・地域林政アドバイザー業務委託 1,650千円 ・路網環境整備 1,106千円
私有林整備推進事業	1,771	私有林の森林整備の推進 ・私有林整備補助金 891千円 ・森林経営計画参画促進業務 880千円
木育推進事業	1,686	・森林環境教育(げんきの森活動等)の実施 ・植樹・育樹事業の実施 ・地場産材を活用した誕生祝品等の配付
クリ試験栽培事業	1,211	・地拵え、植栽、移植、電気柵の購入
その他		
町民の森管理	3,402	・町民の森維持管理 3,126千円 (施設維持管理委託 他) ・町民の森施設補修 276千円 (作業路等の補修)
豊かな森づくり推進事業	3,008	・公共造林(植栽)に対する上乗せ補助(11.51ha)



< 家庭菜園への電気柵設置実証試験 >



< 小学生によるヒバの植樹 >

前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧

＜産業振興課＞

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
生産基盤の安定		
漁業経営基盤安定対策	3,550	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
資源の回復		
サケ海中飼育推進事業	666	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
ひやま地域ニシン復興対策	2,506	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対する関係6町負担金(江差町166,000尾)
資源の増大		
檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ナマコ栽培漁業推進	1,300	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率1/2)
ウニ栽培漁業推進	1,650	江差磯廻り団体が取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率1/2) 300,000粒を5箇所(泊、大瀬、愛宕、津花、五勝手地区)へ放流予定
	2,500	江差磯廻り団体が取り組むキタムラサキウニ移植に対する補助(補助率1/2)
浅海未利用資源増殖(キタムラサキウニ移植放流)試験事業	1,500	港内の岸壁やかもめ島周辺の浅場にいる小さい種苗(未利用資源)を採捕し、放流区を設け放流することで、漁獲に繋がるまでの成長度や密度管理に関する調査を実施するための経費に対する補助(補助率1/2)
計	19,872	



エゾバフンウニ放流



ナマコ採卵作業

労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧 資料8

＜令和7年第1回定例会資料 産業振興課商工係＞

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
労働行政		
檜山地域人材開発センター運営	5,018	・檜山地域人材開発センター及び宿泊棟の運営に係る負担金 ・施設の維持修繕等
檜山地域人材開発センター設備改修等	739	・檜山地域人材開発センターキュービクルドア改修工事
檜山地域人材開発センター東面外壁改修	15,258	・檜山地域人材開発センター東面外壁改修工事(最終年度) ※R4南面(正面)外壁施工済・R5西面外壁施工済・R6北面外壁施工済
雇用奨励助成	1,200	江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく雇用奨励助成金の交付(1事業者(常時雇用者数1人あたり600千円×2人分))
商店街の活性化		
がんばる商店街等応援補助	2,300	商工会と商店街等が連携して実施するにぎわい創出のためのイベント事業、商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業、販路拡大事業などの支援
持続可能な商店街づくり事業	2,500	商店街に地域住民が集い、活動するとともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援 ・スマイル商店街事業(商店街区域におけるコミュニティ活動支援) ・ウェルカム商店街事業(商店街における販売促進キャンペーンの支援、飲食店団体等のキャンペーン等の支援)
商工会活動・取組への支援		
江差商工会補助	8,361	商工会が行う経営改善普及事業等に要する経費(指導員や補助員等の人件費等)の補助
地域活性化支援事業補助	1,500	商工会を中核として小規模事業者の事業の支援体制構築を図るため、江差商工会・江差町が共同で申請し認定を受けた「第2期経営発達支援計画」に基づく取組の推進を支援
地域産品の販路拡大等の取組		
産業まつり実行委員会補助	1,059	地場産品の販売と提供を通じ、生産者・流通業者・消費者の交流及び地域特産品・地場産品のPRによる消費拡大を図ることを目的に開催する江差町産業まつりの運営に伴い実行委員会に対する補助金。
地域産品営業プロモーション推進	1,481	「地産地消・外商」をキーワードに地元で生産される農水産物や加工品等について、生産・流通・販売等の一体的つながりによる産業の振興を図る取組 ・地域産品のインターネット販売等推進補助(ぶらっと江差) ・地域で生産・水揚げされた農水産物を販売するイベントなどの開催 ・「喜よ豆(紅金時豆)」の生産・流通体制の確保に向けた生産農家に対する支援
公設市場運営の安定化に向けた取組		
小売事業者特別負担金負担軽減対策補助	800	檜山卸共同組合の経営の安定化と小売店舗の負担軽減を図るため、町内小売店舗が檜山卸共同組合へ納入する特別負担金分(売上×3%)への支援
計	40,216	



▲檜山地域人材開発センター東面外壁
外壁全体に複数の亀裂等が生じている状況



▲夜市(法華寺通商店街主催)の様子
商店街振興に関する各種事業に対し、江差商工会を通じて支援

日本遺産地域活性化推進事業（江差町観光まちづくり協議会補助）

【追分観光課】

1. 概要

日本遺産を活用した地域活性化推進事業の実施主体である江差町観光まちづくり協議会に対する事業費の補助。

2. 総事業費

15,485 千円

▶ 地域づくり総合交付金活用予定（補助率 1/2 上限 5,000 千円）

3. 補助対象事業・事業費内訳

【誘客・宣伝事業】

■文化庁主催イベント出展

▶ 日本遺産フェスティバル出展（岡山県倉敷市） 800 千円

▶ 日本遺産マルシェ出展（東京都内） 634 千円

■北海道主催イベント出展

日本遺産×北海道遺産PRイベント出展（上川町） 322 千円

■町内PRイベント開催

ストーリーにちなんだニシンの「食」のイベントの町内開催
1,039 千円

■「江差ニシンの会」PR

ニシンの「食」をPRする「江差ニシンの会」の共通訴求ツール「敷紙」増刷費用 363 千円

【受入環境整備事業】

■ガイダンス施設充実化・構成文化財解説板整備

令和6年度に整備したガイダンス施設におけるストーリー解説の充実化及び有形構成文化財への解説板設置 3,941 千円

【体験事業】

■AR・VR保守委託 1,056 千円

■江差町日本遺産ストーリー周遊マップ運用

周遊マップ増刷費用及びマップに付加したクイズ/スタンプラリー特典財源 3,636 千円

令和6年度
日本遺産フェスティバル
出展ブース



構成文化財解説板



江差町日本遺産ストーリー周遊マップ クイズ/スタンプラリー



【人材育成事業】

■観光ガイド研修

観光ガイドによる周遊マップに沿った「ストーリーガイド」の習熟度向上を目的とした研修の実施 500 千円

【調査研究事業】

■経済波及効果調査

令和6年度江差町日本遺産魅力増進・発信事業成果物の町内経済波及効果測定及び事業展開改善等への活用 2,904 千円

【その他】

■日本遺産連盟負担金・協議会コーディネーター委嘱等 290 千円

1. 概要

令和6年度に「日本遺産専用WEBサイト増設事業」を進める中で、メインサイトである江差町観光情報ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」）のPHP（※）バージョンのサポートが終了しており、ハッキング等の危険があるためバージョンアップが必要であることが判明した。

また、現行ポータルサイトのコンテンツの一部にはプログラミングの知識が必要であり、管理運用委託先では必要な改修ができない状況にある。

以上の問題を解決するために、現行ポータルサイトの構成を踏襲したうえで、PHPバージョンアップを行うとともに、コンテンツ改修をより容易に行えるサイト構成（オリジナルCMSからWordPress版への変更等）で再構築を行う。

※PHP

動的にWEBページを生成することができるサーバーサイドのスクリプト言語。

現在のPHPバージョン（レンタルサーバー（Xサーバー）情報）



2. 総事業費

4,665 千円

➤ 「ふるさと応援基金繰入金」 充当

3. （参考）ポータルサイトと日本遺産専用WEBサイトの関係・リンク

- ①日本遺産専用WEBサイトは、ポータルサイトのサブドメインを使用し、PHPバージョンアップを見越してPHP8に対応するように構築。
- ②ポータルサイトのメニューに「日本遺産」のメニューとバナーを追加し、日本遺産専用WEBサイトにリンクさせている。
- ③以上から、メインサイトのポータルサイトPHPバージョンアップは日本遺産専用WEBサイトに影響しない。

ポータルサイトTOP画面



日本遺産専用WEBサイト



◎かもめ島海水浴場シャワー室給湯設備改修工事概要調書

【男性用】



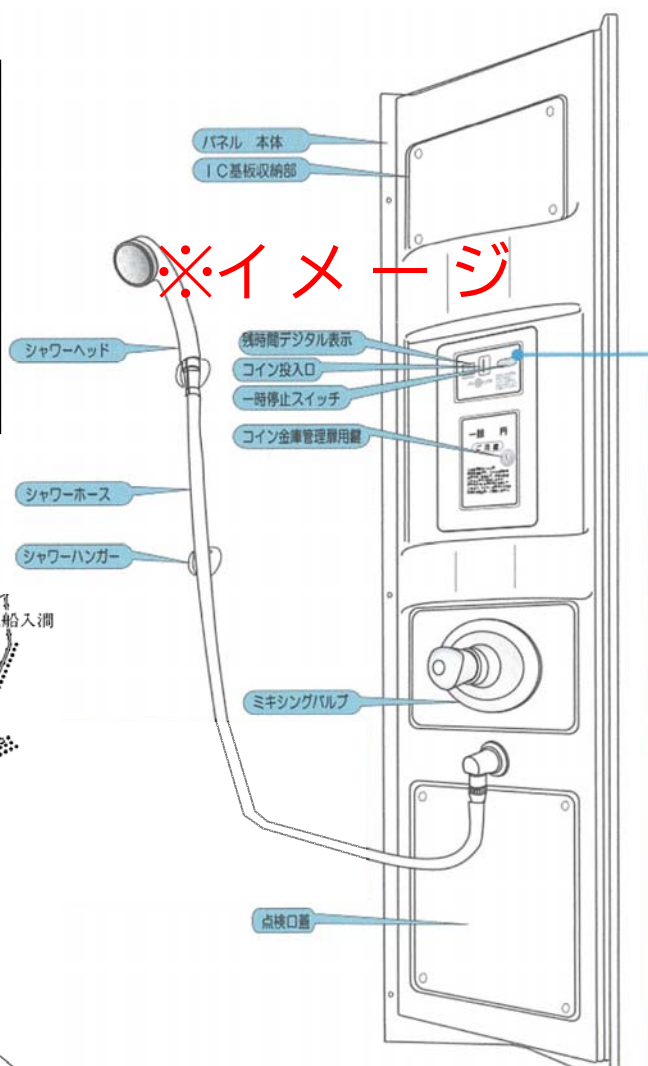
【女性用】



現況写真

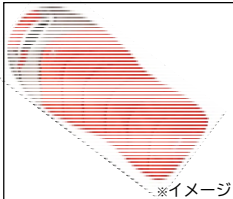
- 1 位置 江差町字鷗島12番地
- 2 施工内容
男女コインシャワー各2基・シャワーカーテン・すのこ・表示看板パネル等
- 3 施工期間 令和7年4月～6月予定
- 4 事業費 4,312千円
※財源内訳

地域づくり総合交付金	2,000千円
シャワー使用料	150千円
かもめ島交流拠点づくり基金繰入金	2,000千円
一般財源	162千円



【令和7年第1回定例会:財政課】

災害備蓄品整備事業資料

年 度	令和7年度	事 業 年 度	令和7年度
担 当 課 係 名	総務課 防災生活係	事 業 名	災害備蓄品整備
予 算 区 分	一般会計	予 算 科 目	消防費・消防費・災害対策費
◆事業の概要 第2期江差町災害時備蓄計画（令和5年度から5箇年）に基づき、備蓄目標数未達の品目を整備するほか、備蓄済み品目のうち令和7年度中に消費期限をむかえる品目を補完整備する。 また、令和6年能登半島地震に職員を派遣した際に課題として挙げられた「厳冬期の防災備蓄品」を新たに災害時備蓄計画に加え、令和7年度において整備をおこなう。 ◆整備予定品目 【備蓄目標数未達品目】 非常用ろうそく、固形燃料、LED 非常灯、かまど、ポータブル蓄電池、ペットフェンス 【厳冬期対策備蓄品目】 寝袋（-15℃対応）、ストーブ（ジェットヒーター） 【消費期限をむかえる品目】 アルファ米（乳児、高齢者向け）、缶パン（成人向け等）、惣菜（缶詰） ◆予算情報 (1)事業費 5,026千円 (2)財源内訳 2,500千円（道補助金・地域づくり総合交付金） 2,500千円（北海道備荒資金組合支消金） 26千円（一般財源） (3)予算科目 9款:消防費・1項:消防費・4目:災害対策費・10節:需要費 17節:備品購入費			
 ※イメージ ■ポータブル蓄電池  ※イメージ ■寝袋(厳冬期用)  ※イメージ ■アルファ米			

空家等実態調査及び住宅地図 LGWAN 整備

所管：総務課防災生活係

◆事業の概要

空家等実態調査については、平成 28 年度に実施しているが、調査から 8 年が経過していることから、改めて当町における空き家の現況を把握する必要がある。

調査では、現地調査のほか「所有者意向調査」「空き家の不良度判定」を実施、「所有者意向調査」では、所有者の空き家における今後の意向等を把握、「空き家の不良度判定」では、不良度判定をランク付けすることで、優先順位をつけながら個別に方向性を検討する。

また、空家等の実態を進行管理するにあたり、住宅地図 LGWAN 住宅地図サービスを導入。同サービスでは、個別避難計画作成機能や要支援者台帳管理、浸水想定区域の確認など防災全般の業務に活用できる。

◆事業内容

- ①空家実態現地調査 ②空家台帳データ整備 ③所有者意向調査 ④不良度判定
⑤報告書作成 ⑥個別避難計画作成機能 ⑦防災パック

◆事業年度

令和 7 年度

◆予算情報

①事業費

8,785 千円

②財源内訳

3,811 千円（国庫補助金・社会資本整備総合交付金）

4,974 千円（一般財源）

③予算科目

9 款：消防費・1 項：消防費・4 目：災害対策費・12 節：委託料



◆第 6 次総合計画との関係

①第 3 編第 2 章分野別施策

（20）住宅・住環境

②基本方針

空き家対策は大きな課題であり、今後の国の動向なども見すえながら、対策を進めます。

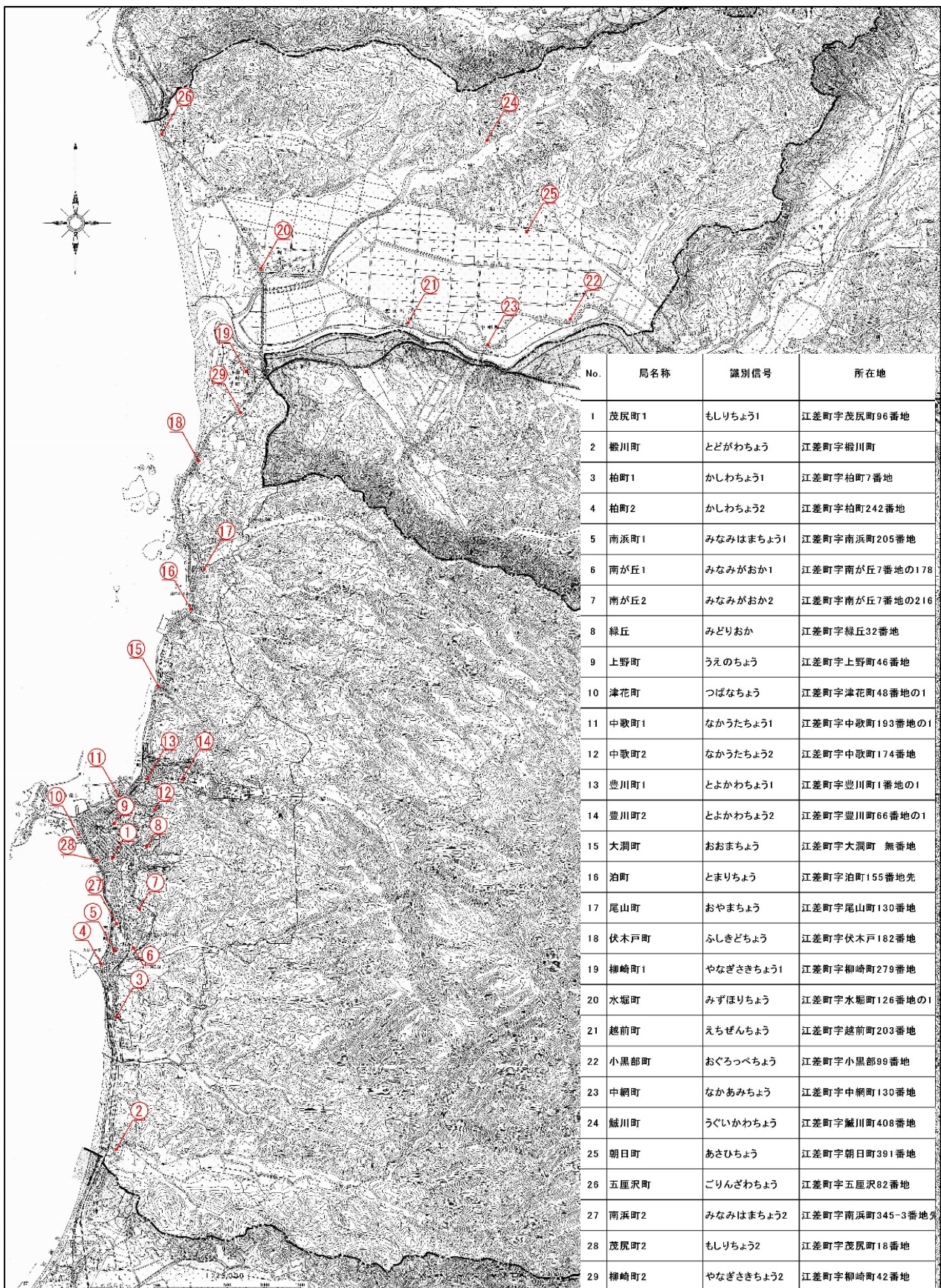
③重点施策

空き家対策

江差町防災情報システム整備業務事業資料

年度	令和7年度		
担当課係名	総務課防災生活係	事業年度	令和7年度
事業名	江差町防災情報システム整備業務		
予算区分	一般会計	予算科目	消防費・消防費・災害対策費
◆事業の概要			
防災情報システムは、第6次江差町総合計画(防災対策の推進-防災情報配信の多重化(防災行政無線の整備検討))及び江差町地域防災計画(第4章災害予防計画／第9節情報収集・伝達体制整備計画)に基づき、災害時に住民への確実・迅速な防災情報伝達を行うもので、Jアラートをはじめとする防災情報を届けるため、情報配信手段として携帯電話網を活用するほか、町公式LINE・ホームページ・屋外拡声装置など複数の方法を用いて情報を伝達することとしています。 また、緊急時だけでなく平常時における広報・行政連絡などでの活用を予定しています。			
1 整備内容	○江差町役場配信用操作端末1式、江差消防署配信用操作端末1式 ○屋外拡声装置28基 ○戸別受信機750台（スマートフォンやタブレット端末を持っていない75歳以上の方のみで構成される世帯等の他、設置を希望する世帯） ○タブレット端末型受信機40台（聴覚障害者等）		
2 システム構成	屋外拡声装置（屋外スピーカー）、屋内戸別受信機を使用した音声発信をはじめ、スマートフォンやタブレットなどのICT機器への文字配信を行う。また、SNS及びホームページとの連動を図り、それらを一体的なシステムにより構築することで、情報発信の多重化及び同報化を行う。また、配信側においても、専用操作卓やPC、タブレット端末及びスマートフォンからの配信ができ、庁舎が被災しても情報配信が可能なシステムの整備を図る。		
J-ALERT受信機 (自動起動装置)  職場  自宅  防災情報伝達システム  屋外スピーカー スマホ、タブレット 屋内戸別端末 緊急速報メール SNS ホームページなど			
3 連携配信先	(1) 防災情報伝達システム（@InfoCanal） (2) 緊急速報メール（KDDI、SoftBank、楽天モバイル） (3) エリアメール（NTTドコモ） (4) Yahoo!防災速報、江差町公式LINE、江差町公式ホームページ		
4 事業費	470,961千円 ○防災情報伝達システム整備 465,192千円 ○監督支援業務委託 5,500千円 ○電気料 269千円		
5 財源内訳	○緊急防災・減災事業債 468,700千円 ○戸別受信機貸出料 1,953千円 ○一般財源 308千円		

6 屋外拡声装置位置図



江差町犯罪被害者等支援条例（案）の概要

江差町では、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して「江差町犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

基本理念 ～犯罪被害者等への支援にあたり～

- 個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。
- 被害の状況や原因などの事情に十分配慮して行われます。
- 再び平穏な生活を営むことができるまで、途切れることなく必要な支援が行われます。
- 町、町民、事業者、関係団体などが相互に連携し、協力して行われます。

責務 ～地域社会の役割～

- | | |
|-----|---|
| 町 | ○関係機関等と連携・役割分担して、支援に関する施策を総合的に実施する。 |
| 町民等 | ○犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解を深める。
○二次被害や再被害へ配慮し、地域社会で孤立させないように努める。
○町や関係機関等による支援への協力に努める。 |
| 事業者 | ○犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解を深める。
○被害に係る手続きが適切に行われるよう、就労・勤務について十分な配慮に努める。 |

町の取組み ～被害の早期回復・軽減等のために～

- | | |
|----------------|---|
| 相談及び情報の提供等 | ○直面している問題の相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行う。
○関係機関等との連絡調整を行う窓口を設置する。 |
| 見舞金の支給 | ○遺族に対し、遺族見舞金 30 万円を支給。
○傷害を受けた方に対し、傷害見舞金 10 万円を支給。 |
| 日常生活の支援 | ○早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことが出来るよう支援を行う。 |
| 居住の安定 | ○従前の住居での居住が困難となった際、居住の安定を図るため支援を行う。 |
| 安全の確保 | ○関係機関と連携し、更なる犯罪行為による被害又は二次被害、再被害を受けることを防止し、安全を確保するための防犯指導、被害者に関する個人情報の適切な取扱を確保する。 |
| 町民等及び事業者の理解の増進 | ○犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性・必要性についての理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等の措置を講ずる。 |
| 意見等の反映 | ○犯罪被害者等からの意見・要望を把握し、町が実施する支援に関する施策への反映に努める。 |

支援の除外 ～被害の状況や原因などの事情に応じて～

○支援を行うことが社会通念上適切ではないと認める場合は、支援を行わないことができる。

委任 ～支援を円滑にすすめるために～

○この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

施行期日等

○この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○見舞金の支給は、この条例の施行の日以降に行われた犯罪行為による死亡又は傷害に提供する。

～参考～

○警察署における犯罪被害者支援要員運用対策事件の概要

身体犯事件	殺人、強盗、不同意性交等、逮捕・監禁、略奪・誘拐、傷害致死など
交通事故事件	ひき逃げ事件、死亡事故、危険運転致死傷罪、全治3か月以上の事故
その他指定事件	窃盗や放火等の事件のほか、DV・ストーカー等で被害者の精神的被害が著しい場合

○江差警察署管内における犯罪被害者支援の対象事件発生状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6.10月時点	備考
身体犯事件	1	0	1	0	1	2	
交通事故事件	0	0	4	1	0	0	
その他指定事件	0	1	0	0	0	0	
計	1	1	5	1	1	2	

※ 上記事件の全てが、犯罪被害者等支援条例に該当するものではありません。

○犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和6年4月1日現在、全ての都道府県（47/47）、16政令指定都市（16/20）、847市区町村（847/1,721）において制定済み。制定割合：50.9%。（910/1,788）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されるため

2 刑法の改正の趣旨

懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設することで、改善更生及び再犯防止を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようになる。

このことで、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導の組み合わせにより、柔軟な処遇を推進しようとするもの。

3 法施行前と施行後の刑の種類

施行前		施行後
死刑		死刑
懲役		拘禁刑
禁錮		
罰金		罰則
拘留		拘留
科料		科料

4 対象条例

- (1) 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）
- (2) 江差町個人情報保護審査会条例（令和 5 年条例第 2 号）

5 施行期日

法の施行日と同日の令和 7 年 6 月 1 日（附則第 1 項関係）

6 経過措置

本条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用するため、「なお従前の例による」との経過措置その他必要な経過措置を設ける。

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

項目	改正後				改正前			
	附則別表第1(附則第4項関係)				附則別表第1(附則第4項関係)			
附則別表第1及び別表の改正	法令又は条例に基づく委員	公職名	区分	報酬額	法令又は条例に基づく委員	公職名	区分	報酬額
	社会福祉委員	委員長		年 144,000円	社会福祉委員	委員長		年 144,000円
		副委員長		年 121,500円		副委員長		年 121,500円
		委員		年 117,000円		委員		年 117,000円
	介護認定審査会委員	委員長		日 14,900円	介護認定審査会委員	委員長		日 14,900円
		副委員長		日 11,000円		副委員長		日 11,000円
		委員		日 10,000円		委員		日 10,000円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長		日 14,900円	障害支援区分認定審査会委員	委員長		日 14,900円
		委員		日 10,000円		委員		日 10,000円
	法務嘱託職員			時 10,000円	法務嘱託職員			時 10,000円
	農地利用最適化推進委員	委員		年 198,000円	農地利用最適化推進委員	委員		年 198,000円
	予防接種健康被害調査委員	委員		日 10,000円	予防接種健康被害調査委員	委員		日 10,000円
	再生可能エネルギー検討協議会委員	学識経験者		日 30,000円	その他の委員	委員		日 3,000円
	その他の委員	学識経験者以外		日 2,000円	委員	委員		日 2,000円
		委員長		日 3,000円				
		委員		日 2,000円				

別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
	別表(第2条関係)			
法令又はは 条例に基 づく委員	公職名	区分	報酬額	
	社会福祉委員	委員長	年 160,000円	
		副委員長	年 135,000円	
		委員	年 130,000円	
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円	
		副委員長	日 11,000円	
		委員	日 10,000円	
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円	
		委員	日 10,000円	
	法務嘱託職員		時 10,000円	
	農地利用最適化推進委員	委員	年 220,000円	
	予防接種健康被害調査委員	委員	日 10,000円	
	その他の委員	委員長	日 5,000円	
		委員	日 4,000円	
法令又はは 条例に基 づく委員	公職名	区分	報酬額	
	社会福祉委員	委員長	年 160,000円	
		副委員長	年 135,000円	
		委員	年 130,000円	
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円	
		副委員長	日 11,000円	
		委員	日 10,000円	
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円	
		委員	日 10,000円	
	法務嘱託職員		時 10,000円	
	農地利用最適化推進委員	委員	年 220,000円	
	予防接種健康被害調査委員	委員	日 10,000円	
	再生可能エネルギー一検討協議会委員	学識経験者	日 30,000円	
		学識経験者以外	日 2,000円	
	その他の委員	委員長	日 5,000円	
		委員	日 4,000円	

人事院勧告に基づく給与改定等の概要

1 給料表の改定

◇主任級～課長級（給料表 3 級～ 6 級）の給料月額の最低水準の引き上げ

2 扶養手当

◇配偶者に係る手当（6,500 円）を廃止、子に係る手当を増額（+3,000 円）

※ 2 年間で段階的に実施

扶養手当	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1 人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円

3 通勤手当及び単身赴任手当

◇通勤手当の支給限度額を月 15 万円に引き上げ

◇有料の道路の利用及び単身赴任手当の支給要件緩和

4 管理職員特別勤務手当

◇管理職員の勤務実態を考慮し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大

（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）

5 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

◇住居手当、寒冷地手当を新たに支給

6 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) 第1条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。 (扶養手当) 第8条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の	(江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) 第1条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。 (扶養手当) 第8条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号 までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてははその職員は直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。) 2・3 略 (通勤手当) 第9条の3 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までに <u>おいて「交通機関等」という。)</u>を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)	規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (新設) 第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてははその職員は直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。) 2・3 略 (通勤手当) 第9条の3 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関 <u>を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)</u>を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を超えて、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50の割合を乗じて得た額を減じた額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「<u>運賃相当額</u>」という。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____ _____	(2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を超えて、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50の割合を乗じて得た額を減じた額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「<u>運賃相当額</u>」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円をこえるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円をこえるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1ヵ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円をこえるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
に定める額 3 <u>運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>4 ～ 7 略</u> (単身赴任手当) 第9条の4 勤務地を異にする異動又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること(以下「異動等」という。)となつた職員で、当該異動等によつて異動等の直前の住居から異動等の直後に勤務する部署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 ・ 3 略	当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額、又は前号に定める額 (新設) 3 ～ 6 略 (単身赴任手当) 第9条の4 勤務地を異にする異動<u>に</u>伴い、規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること(以下「異動等」という。)となつた職員で、当該異動等によつて異動等の直前の住居から異動等の直後に勤務する部署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 ・ 3 略

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当) 第 13 条の 3 管理職員特別勤務手当は、管理職又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員（以下「特別管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条第 1 項の規定による特別管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。 (1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額	(管理職員特別勤務手当) 第 13 条の 3 管理職員特別勤務手当は、管理職又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員（以下「特別管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条第 1 項の規定による特別管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。 (1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額） (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<u> </u> 4 略 (住居手当) 第16条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第9条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)<u> </u>が居住するための住宅(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 略 (適用除外) 第19条 第8条、第9条、第9条の2、第13条から第13条の3まで及び第16条の2<u> </u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表1 別 (江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例) 第2条 江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例(昭和39年	<u>額</u> 4 略 (住居手当) 第16条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第9条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u> </u>が居住するための住宅(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 略 (適用除外) 第19条 第8条、第9条、第9条の2、第13条から第13条の3まで及び第16条の2から第16条の3までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
条例第25号)の一部を次のように改正する。 第1条中「服する職員」の次に「及び同法第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員」を加え、「限り、」を「限る」に改め、「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く」を削る。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (号俸の切替え) 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において江差町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次条及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。 (切替日前の異動者の号俸の調整) 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)	

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。 （単身赴任手当に関する経過措置） 5 第1条改正後給与条例第9条の4第1項の規定は、切替前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。 （委任） 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。 附則別表 別	

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後										改正前									
別表第 1（第 3 条関係）										別表第 1（第 3 条関係）									
給 料 表										給 料 表									
(単位：円)										(単位：円)									
職員の 区分	級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	給与月額	給与月額	職員の 区分	級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	給与月額	給与月額
再任用以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200			再任用以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000		
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900				2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900		
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500				3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700		
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100				4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500		
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700				5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200		
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500				6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900		
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000				7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500		
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600				8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200		
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000				9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800		
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600				10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200				11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700				12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600				13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500				14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400				15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200				16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700				17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500				18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200				19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800				20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500				21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900				22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300				23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700				24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100				25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300				26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500				27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500				28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後														改正前													
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600								29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700							
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800								30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500							
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900								31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200							
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000								32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800							
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700								33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500							
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400								34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900							
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100								35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300							
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800								36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700							
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400								37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100							
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000								38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300							
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500								39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500							
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900								40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500							
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300								41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600							
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500								42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800							
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800								43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900							
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100								44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000							
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400								45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700							
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700								46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400							
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000								47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100							
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300								48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800							
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500								49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400							
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800								50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000							
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100								51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500							
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400								52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900							
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600								53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300							
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900								54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500							
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200								55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800							
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500								56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100							
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700								57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400							
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000								58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700							
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300								59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000							
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500								60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300							
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700								61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500							

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後													改正前												
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000							62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800						
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300							63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100						
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500							64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400						
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700							65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600						
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000							66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900						
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300							67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200						
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500							68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500						
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700							69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700						
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000							70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000						
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300							71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300						
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500							72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500						
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700							73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700						
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	415,900							74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000						
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,100							75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300						
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,300							76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500						
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,500							77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700						
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	416,700							78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000						
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	416,900							79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300						
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,100							80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500						
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,300							81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700						
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	417,500							82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000						
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	417,700							83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300						
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	417,900							84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500						
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,100							85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700						
86	256,000	297,100	346,000	386,400	398,400	418,300							86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,900						
87	256,300	297,400	346,400	386,700	398,600	418,500							87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,100						
88	256,600	297,700	346,800	387,000	398,800	418,700							88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,300						
89	256,900	298,000	347,000	387,300	399,000	418,900							89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,500						
90	257,200	298,300	347,400	387,600	399,200	419,100							90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,700						
91	257,500	298,600	347,800	387,900	399,400	419,300							91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900						
92	257,800	299,000	348,200	388,200	399,600	419,500							92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100						
93	258,100	299,200	348,400	388,500	399,800	419,700							93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300						
94		299,400	348,800	388,800	400,000	419,900							94		299,400	347,400	386,400	398,400	417,500						

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後										改正前									
95		299,700	349,200	389,100	400,200	420,100				95		299,700	347,800	386,700	398,600	417,700			
96		300,100	349,500	389,400	400,400	420,300				96		300,100	348,200	387,000	398,800	417,900			
97		300,300	349,800	389,700	400,600	420,500				97		300,300	348,400	387,300	399,000	418,100			
98		300,600	350,200	390,000	400,800					98		300,600	348,800	387,600	399,200	418,300			
99		301,000	350,600	390,300	401,000					99		301,000	349,200	387,900	399,400	418,500			
100		301,400	351,000	390,600	401,200					100		301,400	349,500	388,200	399,600	418,700			
101		301,600	351,500	390,900	401,400					101		301,600	349,800	388,500	399,800	418,900			
102		301,900	351,900	391,200	401,600					102		301,900	350,200	388,800	400,000	419,100			
103		302,200	352,300	391,500	401,800					103		302,200	350,600	389,100	400,200	419,300			
104		302,500	352,700	391,800	402,000					104		302,500	351,000	389,400	400,400	419,500			
105		302,700	353,200	392,100	402,200					105		302,700	351,500	389,700	400,600	419,700			
106		303,000	353,600	392,400						106		303,000	351,900	390,000	400,800	419,900			
107		303,300	353,900	392,700						107		303,300	352,300	390,300	401,000	420,100			
108		303,600	354,200	393,000						108		303,600	352,700	390,600	401,200	420,300			
109		303,800	354,700	393,300						109		303,800	353,200	390,900	401,400	420,500			
110		304,200		393,600						110		304,200	353,600	391,200	401,600				
111		304,600		393,900						111		304,600	353,900	391,500	401,800				
112		304,900		394,200						112		304,900	354,200	391,800	402,000				
113		305,100		394,500						113		305,100	354,700	392,100	402,200				
114		305,300		394,800						114		305,300		392,400					
115		305,600		395,100						115		305,600		392,700					
116		306,000		395,400						116		306,000		393,000					
117		306,200		395,700						117		306,200		393,300					
118		306,400		396,000						118		306,400		393,600					
119		306,700		396,300						119		306,700		393,900					
120		307,000		396,600						120		307,000		394,200					
121		307,400		396,900						121		307,400		394,500					
122		307,600		397,200						122		307,600		394,800					
123		307,900		397,500						123		307,900		395,100					
124		308,200		397,800						124		308,200		395,400					
125		308,500		398,100						125		308,500		395,700					
126				398,400						126				396,000					
127				398,700						127				396,300					

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後										改正前							
再任用 職員	128					399, 000				128					396, 600		
	129					399, 300				129					396, 900		
	130					399, 600				130					397, 200		
	131					399, 900				131					397, 500		
	132					400, 200				132					397, 800		
	133					400, 500				133					398, 100		
	134					400, 800				134					398, 400		
	135									135					398, 700		
	136									136					399, 000		
	137									137					399, 300		
	138									138					399, 600		
	139									139					399, 900		
	140									140					400, 200		
	141									141					400, 500		
	142									142					400, 800		
再任用 職員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900					192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900		320, 600

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後					改正前
附則別表（附則第3項関係） 号俸の切替表					
旧号俸	3 級	4 級	5 級	6 級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	
7	3	1	1	1	
8	4	1	1	1	
9	5	1	1	1	
10	6	2	2	1	
11	7	3	3	1	
12	8	4	4	1	
13	9	5	5	1	
14	10	6	6	2	
15	11	7	7	3	
16	12	8	8	4	
17	13	9	9	5	

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後						改正前
18	14	10	10	6		
19	15	11	11	7		
20	16	12	12	8		
21	17	13	13	9		
22	18	14	14	10		
23	19	15	15	11		
24	20	16	16	12		
25	21	17	17	13		
26	22	18	18	14		
27	23	19	19	15		
28	24	20	20	16		
29	25	21	21	17		
30	26	22	22	18		
31	27	23	23	19		
32	28	24	24	20		
33	29	25	25	21		
34	30	26	26	22		
35	31	27	27	23		
36	32	28	28	24		
37	33	29	29	25		
38	34	30	30	26		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後						改正前
39	35	31	31	27		
40	36	32	32	28		
41	37	33	33	29		
42	38	34	34	30		
43	39	35	35	31		
44	40	36	36	32		
45	41	37	37	33		
46	42	38	38	34		
47	43	39	39	35		
48	44	40	40	36		
49	45	41	41	37		
50	46	42	42	38		
51	47	43	43	39		
52	48	44	44	40		
53	49	45	45	41		
54	50	46	46	42		
55	51	47	47	43		
56	52	48	48	44		
57	53	49	49	45		
58	54	50	50	46		
59	55	51	51	47		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後						改正前
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後						改正前
81	77	73	73	73	69	
82	78	74	74	74	70	
83	79	75	75	75	71	
84	80	76	76	76	72	
85	81	77	77	77	73	
86	82	78	78	78	74	
87	83	79	79	79	75	
88	84	80	80	80	76	
89	85	81	81	81	77	
90	86	82	82	82	78	
91	87	83	83	83	79	
92	88	84	84	84	80	
93	89	85	85	85	81	
94	90	86	86	86	82	
95	91	87	87	87	83	
96	92	88	88	88	84	
97	93	89	89	89	85	
98	94	90	90	90		
99	95	91	91	91		
100	96	92	92	92		
101	97	93	93	93		

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後					改正前
102	98	94	94		
103	99	95	95		
104	100	96	96		
105	101	97	97		
106	102	98			
107	103	99			
108	104	100			
109	105	101			
110	106	102			
111	107	103			
112	108	104			
113	109	105			
114		106			
115		107			
116		108			
117		109			
118		110			
119		111			
120		112			
121		113			
122		114			

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後					改正前
123		115			
124		116			
125		117			
126		118			
127		119			
128		120			
129		121			
130		122			
131		123			
132		124			
133		125			
134		126			
135		127			
136		128			
137		129			
138		130			
139		131			
140		132			
141		133			
142		134			

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>前3項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができず、のとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、<u>第2項並びに前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができず、のとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、<u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置)	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) (新設)

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<u>第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。	

江差町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前
(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 附 則 (施行期日) この条例は、令和7年4月1日から施行する。		(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</u> (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」とい</u>	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</u> (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>う。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を	_____こと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 (新設) (新設)

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たす <u> </u> ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>（2） 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育協力連携者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等 <u> </u> が家庭的保育事業等を行う場所又は</u>	2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号 <u> </u> の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>（2） 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならな</u> <u>い。</u> <u>（1） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は</u>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u>	事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
（2）（略） <u>6</u>（略） <u>7</u>（略） （食事の提供の特例）	（2）（略） <u>4</u>（略） <u>5</u>（略） （食事の提供の特例）
第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略）	第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略）
（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられ	（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられ

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
れる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3) ～ (5) (略) 2 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	る体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3) ～ (5) (略) 2 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(あつせん、調整及び要請に対する協力) 第 7 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 6 項第 1 号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項 において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同項において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 (略)	(あつせん、調整及び要請に対する協力) 第 7 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 (略)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る<u>連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう<u>にするための措置が講じられていること。</u> 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 (新設) (新設) 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めるところ。 ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2) (略) 6 (略)	(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 い。 (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) (略) 4 (略)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数 センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(省令	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数 は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人 (新設)
2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地	

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未滿ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 第1項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会 において認められた場合 (3) (略) 【別記1 参照】	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 前項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）において認められた場合 (3) (略) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

改正前

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

江差町指定介護予防防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) ～ (4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) ～ (4) (略)

江差町漁業近代化資金利子補給条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 江差町は、漁業施設の整備拡充をはかり、もつて漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者等に対して<u>漁業近代化資金融通法</u>（昭和 4 4 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）に基づく漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付する。 (定義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) 漁業者等 <u>ア及びイ 削除</u> (2) 融資機関 <u>法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる融資機関をいう。</u> <u>ア及びイ 削除</u>	(趣旨) 第 1 条 江差町は、漁業施設の整備拡充をはかり、もつて漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者等に対して<u>漁業近代化資金助成法</u>（昭和 4 4 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）に基づく漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付する。 (定義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) 漁業者等 <u>ア 漁業を営む個人</u> <u>イ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が 3 0 0 人以下であり、かつその使用する漁船（漁船法（昭和 2 5 年法律第 1 7 8 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が 3 0 0 トン以下であるもの。</u> (2) 融資機関 <u>ア 水産業協同組合法第 1 1 条第 1 項第 1 号の事業を行う漁業協同組合</u>

江差町漁業近代化資金利子補給条例新旧対照表

改正後	改正前
(3) 漁業近代化資金 法第2条第3項及び<u>漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号)第2条に掲げるもの</u>をいう。 【別記1 参照】 (利子補給率) 第3条 第1条の利子補給率は、<u>漁業近代化資金貸付利率から北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年北海道規則第93号)第2条第2項に定める北海道の利子補給率を控除した利率とし、年5厘を上限とする。</u> (貸付__利率) 第4条 融資機関の貸付__利率は、<u>法第2条第3項第4号の規定により農林水産大臣が定める利率から前条に規定する利子補給率を控除した利率とする。</u> (利子補給金の承認) 第6条 (略)	イ 水産業協同組合法第87条第1項第1号及び第2号の事業を<u>あわせ行う漁業協同組合連合会</u> (3) 漁業近代化資金 漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、<u>融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金で次の表に定めるもの</u>をいう。 【別記1 参照】 (利子補給率) 第3条 第1条の利子補給率は、<u>第2条に規定する漁業近代化資金に対し、年5厘とする。</u> (貸付け利率) 第4条 融資機関の貸付け利率は、<u>第2条第3項に定める利率から前条に規定する利子補給率を控除した利率とするものとする。</u> (利子補給__の承認) 第6条 (略)

【別記1】

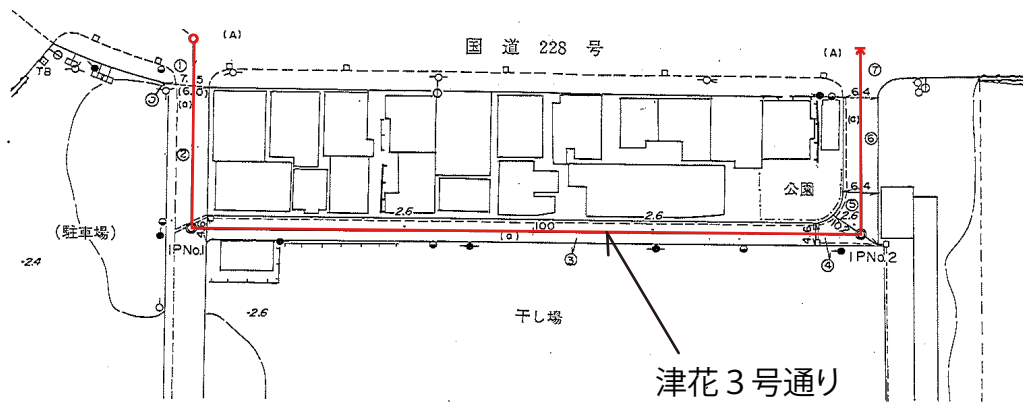
改正後
(削除)

改正前

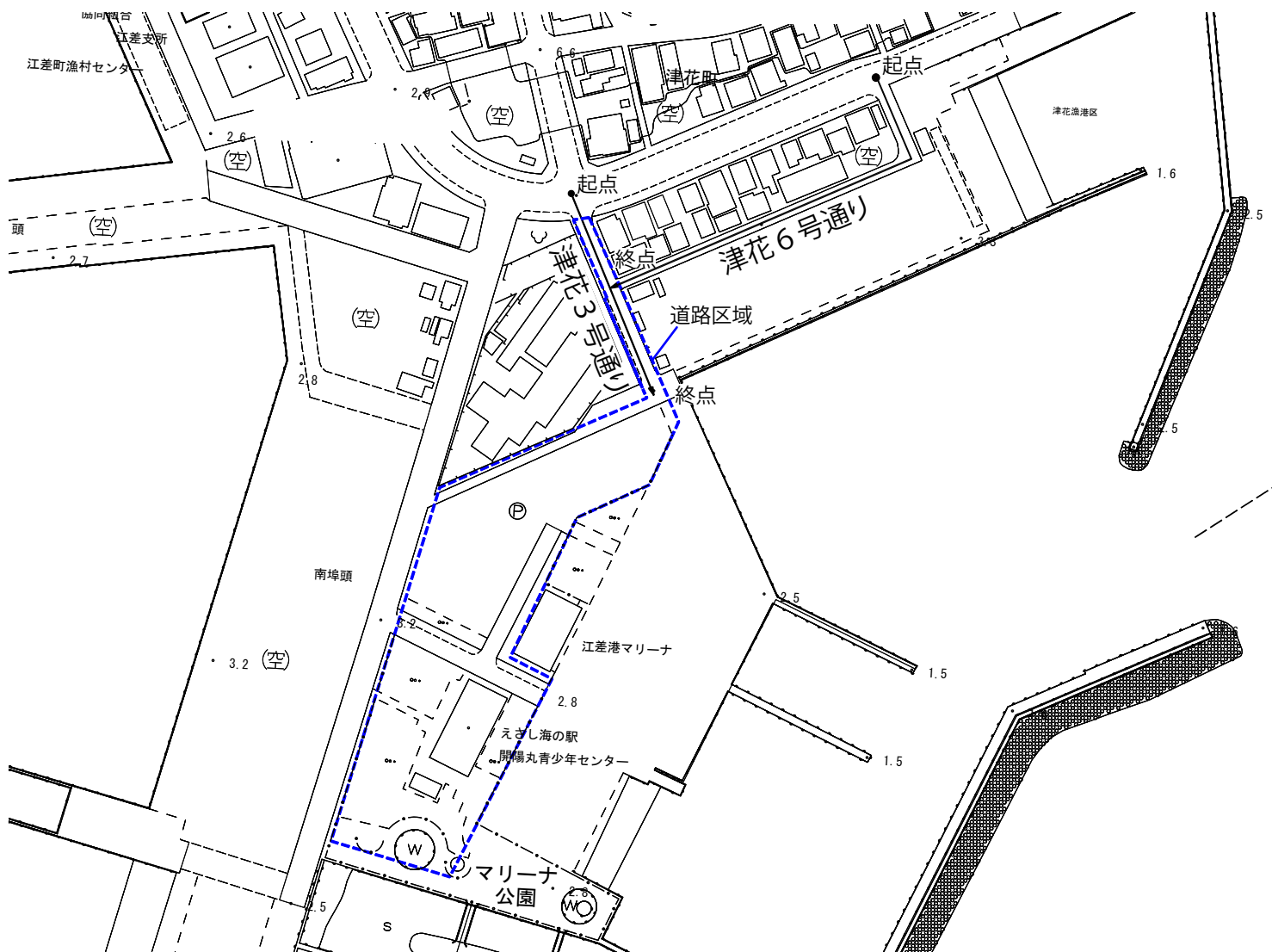
<u>漁業近代化資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>据置期間</u>	<u>利率</u>
1 総トン数70トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な資金	12年（木製の漁船に係るものにあつては6年、漁船に設ける機器を単独で取得するに必要なものにあつては5年	2年	年6分
2 養殖種苗生産施設、養殖用保管作業施設	12年	3年	年6分
3 漁具又は養殖施設の取得に必要な資金	5年	2年	年6分

町道路線の廃止・認定について

【現認定路線】



【新認定路線】



入札状況調書

工 事 名	令和 6 年度 陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事	
工事場所	江差町字円山 2 6 0 番地 2 ほか	
工事期間	自：令和 7 年 3 月着工日 至：令和 7 年 1 1 月 2 8 日	
入札月日	令和 7 年 2 月 1 4 日	
契約月日	令和 7 年 2 月 1 7 日	仮契約
契約金額	一金 8 2, 5 0 0, 0 0 0 円	予定価格 83, 897, 000 円 (税込)

【開札結果】

入札参加者	入札金額		摘 要
	1 回目	2 回目	
(株)前田組	7 6, 0 0 0, 0 0 0		
(株)宏栄建設	7 5, 8 0 0, 0 0 0		
(株)道南土木	7 5, 5 0 0, 0 0 0		
(株)田畑建設	7 5, 3 0 0, 0 0 0		
亀田工業(株)	◎ 7 5, 0 0 0, 0 0 0		落札

※各社の入札金額については税抜き価格である。

氏 名 松 村 直 人

生年月日 昭和45年3月19日

住 所 檜山郡江差町字本町271番地

最終学歴 平成5年3月 駒澤大学仏教学部卒業

職 歴 等 平成6年4月～ 日本体育大学サッカー部コーチ就任
平成9年3月～ 大本山永平寺安居
平成10年4月～ 函館市龍宝寺勤務
平成13年4月～ 江差町正覚院帰院 現在正覚院住職

公 職 等 平成29年10月～ 調停委員
平成30年6月～ 教誨師
平成31年7月～ 人権擁護委員（1期目）
令和4年7月～ 人権擁護委員（2期目）



氏 名 山 田 清 美

生年月日 昭和34年10月26日

住 所 檜山郡江差町字本町170番地3

最終学歴 昭和55年 3月 北海道女子短期大学初等教育学科卒業

職 歴 等 昭和55年 6月～ 江差町立江差小学校付属あすなろ幼稚園（幼稚園教諭）
令和 2年10月～ 江差町立江差小学校（学習指導員）

公 職 等 令和 4年 7月～ 人権擁護委員（1期目）



